

災害時における新庄市と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会との協定書

(趣旨)

第1条 新庄市（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、災害時における遺体・死者の収容活動、給食・給水活動等の協力に関する事項について協定を締結する。

(協力の種類)

第2条 協力の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 遺体を安置する施設等の提供
- (2) 遺体の収容及び安置に必要な人員、機材、資材及び消耗品の提供
- (3) 甲が設置した一時避難所等における被災者に対する炊き出しや継続的な食事等（弁当等）の供給
- (4) 甲の要求により乙が応じられる事項

(協力の要請)

第3条 甲の乙に対する要請は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には文書の提出は事後とし、電話等により要請ができるものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 前条第2号から第3号までに掲げる協力を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 協力を要請する期間
- (4) その他、要請に必要な事項

(協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、甲の指示に従い、第2条各号の協力を行うものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条の各号の協力を行ったときは、次に掲げる事項を文書をもって甲に報告するものとする。

- (1) 遺体を安置した施設等の使用した部屋等の数及び使用した日数
- (2) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- (3) 避難所に供給した食事等の数量
- (4) その他、甲が乙に指示した事項

(対価及び費用)

第6条 甲は、前条の規定により乙から報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が協力した施設の使用料、商品・サービス協力に要した経費について災害時直前における市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議の上決定するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は前条の請求があった場合は、請求があった日から1か月以内に乙が指定する支払い先に支払うものとする。ただし、大規模な被害により甲の支払いが遅延すると認められる場合、支払日、支払方法については甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、乙に加盟する会員間の応援体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ1名の連絡責任者を置き、甲にあっては災害対策本部事務局長の職にある者を、乙にあっては全日本冠婚葬祭互助協会総合対策本部東北中部地区対策本部本部長代行を当該責任者とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成14年4月11日

甲 山形県新庄市沖の町10番37号

新庄市長 高橋栄一郎



乙 東京都港区虎ノ門3丁目6番2号

社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会

会長 山下宗吉

